

書籍訂正情報

## 2024年版 出る順社労士 必修基本書

(2024/04/24 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2024年版 出る順社労士 必修基本書」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

- 
- ・ 2024/01/23 更新分… p.1
  - ・ 2024/02/13 更新分… p.2～5
  - ・ 2024/04/24 更新分… p.6～11
-

**【2024/01/23 更新分】**

## ①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P474 [14]事業者及び施設 (1)介護サービス事業者の種類表 表中の項目「介護保険施設」	介護保険施設 *15	介護保険施設  ※アイコン「*15」を削除

**【2024/02/13 更新分】**

## ①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P496-497 [労災保険率]	※下記に差し替え（下線部が改正に伴う補正部分）

## 【労災保険率表】

事業の種類分類	事業の種類	労災保険率
林業	林業	1,000分の52
漁業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く)	1,000分の18
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1,000分の37
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石炭鉱業	1,000分の88
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1,000分の13
	原油又は天然ガス鉱業	1,000分の2.5
	採石業	1,000分の37
	その他の鉱業	1,000分の26
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1,000分の34
	道路新設事業	1,000分の11
	舗装工事業	1,000分の9
	鉄道又は軌道新設事業	1,000分の9
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	1,000分の9.5
	既設建築物設備工事業	1,000分の12
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1,000分の6
	その他の建設事業	1,000分の15
製造業	食料品製造業	1,000分の5.5
	繊維工業又は繊維製品製造業	1,000分の4
	木材又は木製品製造業	1,000分の13
	パルプ又は紙製造業	1,000分の7
	印刷又は製本業	1,000分の3.5
	化学工業	1,000分の4.5
	ガラス又はセメント製造業	1,000分の6
	コンクリート製造業	1,000分の13
	陶磁器製品製造業	1,000分の17
	その他の窯業又は土石製品製造業	1,000分の23
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	1,000分の6.5
	非鉄金属精錬業	1,000分の7
	金属材料品製造業(鋳物業を除く)	1,000分の5
	鋳物業	1,000分の16
	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く)	1,000分の9
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く)	1,000分の6.5
	めっき業	1,000分の6.5
	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く)	1,000分の5
	電気機械器具製造業	1,000分の2.5
	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く)	1,000分の4
	船舶製造又は修理業	1,000分の23
	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く)	1,000分の2.5
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1,000分の3.5
その他の製造業	1,000分の6	
運輸業	交通運輸事業	1,000分の4
	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く)	1,000分の8.5
	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く)	1,000分の9
	港湾荷役業	1,000分の12
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1,000分の3
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1,000分の13
	清掃、火葬又はと畜の事業	1,000分の13
	ビルメンテナンス業	1,000分の6
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1,000分の6.5
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1,000分の2.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1,000分の3
	金融業、保険業又は不動産業	1,000分の2.5
その他の各種事業	1,000分の3	

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P497 [POINT] *4 2つ目の「□」 2行目	…、その率は、 <u>1,000 分の 47</u> とされている。	…、その率は、 <u>1,000 分の 42</u> とされている。

## ②社会保険科目（第2分冊）

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P449 [発展] *25 下部の表	※下記に差し替え（下線部が改正に伴う補正部分）

	賦課限度額
基礎賦課額	65万円
後期高齢者支援金賦課額	<u>24万円</u>
介護納付金賦課額	17万円

【2024/04/24 更新分】

## ①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P88 (3) 定期報告（法 38 条の 4 第 4 項、則 24 条の 2 の 5） 1～2 行目	…、 <u>当該決議が行われた日</u> から起算して 6 箇月以内に 1 回、…	…、 <u>当該決議の有効期間の始期</u> から起算して 6 箇月以内に 1 回、…
改正	P94 (3) 報告（法 41 条の 2 第 2 項） 1 つ目の「▶」 1 行目	…、 <u>労使委員会の決議が行われた日</u> から起算して 6 箇月以内ごとにしなければならない。	…、 <u>労使委員会の決議の有効期間の始期</u> から起算して 6 箇月以内ごとにしなければならない。
改正	P243-244 <b>POINT * 10</b> 3 つ目の「□」 3 行目	…、出来事の開始時からのすべての行為を評価の対象とする（ <u>平 23.12.26 基発 1226 第 1 号</u> ）。	…、出来事の開始時からのすべての行為を評価の対象とする（ <u>令 5.9.1 基発 0901 第 2 号</u> ）。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P279-280 (2) 介護補償給付の額 (法19条の2、則18条の3の4) <b>①~③</b>	下記に差し替え (※下線部が訂正部分)

① その月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日がある場合 (②の場合を除く)

	常時介護	随時介護
原則	実費	実費
上限額	<u>177,950 円</u>	<u>88,980 円</u>

② その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた場合であって、介護に要する費用を支出して介護を受けた日があり、支出した費用の額が 81,290 円 (随時介護の場合 40,600 円) に満たない場合 \*1

	常時介護	随時介護
最低保障額※	<u>81,290 円</u>	<u>40,600 円</u>

③ その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた場合であって、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合

	常時介護	随時介護
最低保障額※	<u>81,290 円</u>	<u>40,600 円</u>

※介護を受け始めた月については最低保障額の適用なし (②の場合は実費、③の場合は給付を行わない) \*1

**例** 5月15日から9月10日まで常時介護の場合

	5月	6月	7月	8月	9月
上記①	実費支給 (上限 <u>177,950 円</u> )				
上記②	実費支給	最低保障額 <u>81,290 円</u>			
上記③	不支給	最低保障額 <u>81,290 円</u>			



	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P280 過去問 * 1 1つ目の「□」 4行目	…、 <u>77,890円</u> が最低額として保障される。(×)	…、 <u>81,290円</u> が最低額として保障される。(×)
訂正	P407 発展 * 3 3行目	…、 <u>1箇月又は2分の1箇月の被保険者期間</u> として計算できる(法39条1項)。	…、 <u>1箇月の被保険者期間</u> として計算できる(法39条1項)。
改正	P431 (5) 特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続(則101条の2の11の2、則附則24条) ①事前手続 本文3行目	…、当該特定一般教育訓練を開始する日の <u>1箇月前</u> までに、…	…、当該特定一般教育訓練を開始する日の <u>14日前</u> までに、…
改正	P432 (6) 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続(則101条の2の12) ①事前手続 本文3行目	…、当該専門実践教育訓練を開始する日の <u>1箇月前</u> までに、…	…、当該専門実践教育訓練を開始する日の <u>14日前</u> までに、…
改正	P434 (2) 教育訓練支援給付金の受給資格の決定(則附則27条) 本文2行目～3行目	…、原則として専門実践教育訓練を開始する日の <u>1箇月前</u> (以下「提出期限日」という)までに、…	…、原則として専門実践教育訓練を開始する日の <u>14日前</u> までに、…

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P459 <b>1</b> 雇用安定事業（法62条） <b>2</b> の（例）	（例） <u>労働移動支援助成金</u> の支給	（例） <u>早期再就職支援等助成金</u> の支給

## ②社会保険科目（第2分冊）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P171 (1) 受給権者の届出 表の「届出事項」の㊦	<u>㊦</u> 20歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金の裁定替えによる遺族基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出（則36条の5ほか）	<u>㊦</u> 20歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出（則36条の5ほか）
改正	P197 2つ目の「▶」 1行目・2行目・3行目	▶令和 <u>5</u> 年度については、 <u>前期</u> 「調整期間における改定率の改定の特例（法27条の4第1項）が適用され、算出率を基準に改定率の改定が行われた結果、令和 <u>5</u> 年度の改定率は <u>1.018</u> となった。	▶令和 <u>6</u> 年度については、 <u>前記</u> 「調整期間における改定率の改定の特例（法27条の4第1項）が適用され、算出率を基準に改定率の改定が行われた結果、令和 <u>6</u> 年度の改定率は <u>1.045</u> となった。
改正	P199 2つ目の「▶」 1行目・2行目・3行目	▶令和 <u>5</u> 年度については、 <u>前期</u> 「調整期間における基準年度以後改定率の改定の特例（法27条の5第1項）が適用され、基準年度以後算出率を基準に基準年度以後改定率の改定が行われた結果、令和 <u>5</u> 年度の基準年度以後改定率は <u>1.015</u> となった。	▶令和 <u>6</u> 年度については、 <u>前記</u> 「調整期間における基準年度以後改定率の改定の特例（法27条の5第1項）が適用され、基準年度以後算出率を基準に基準年度以後改定率の改定が行われた結果、令和 <u>6</u> 年度の基準年度以後改定率は <u>1.042</u> となった。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P346 4つ目の「▶」	▶ 令和5年度の、支給停止調整額は <u>48 万円</u> とされている。	▶ 令和6年度の、支給停止調整額は <u>50 万円</u> とされている。
改正	P359 6つ目の「▶」	▶ 令和5年度の、支給停止調整額は <u>48 万円</u> とされている。	▶ 令和6年度の、支給停止調整額は <u>50 万円</u> とされている。
訂正	P498 <b>8</b> 確定拠出年金等への移換 本文4行目の文末	…等もできる(法82条の5ほか)。 <u>* 8</u>	…等もできる(法82条の5ほか)。 ※アイコン「 <u>* 8</u> 」を削除

以上